

昭和二十九年四月一日 第47回臨時会

意見書 (第47回臨時会)

△ 太平洋に於ける原爆水爆実験区域  
拡大反対についての意見書案

○議長(岡村三省君) 御報告いたします。議員高野源吉君外五名より、太平洋に於ける原爆水爆実験区域拡大反対についての意見書案が提出されております。書記に朗読いたさせます。

(書記朗読)

意見書案の提出について

昭和二十九年三月高知県議会臨時会に太平洋に於ける原爆水爆実験区域拡大反対についての意見書案を別紙の通り提出する。

昭和二十九年四月一日

提出者

高野源吉	高野源吉
安岡順吉	安岡順吉
利岡頼道	利岡頼道
西川美水	西川美水
島中源太郎	島中源太郎
横山徳郎	横山徳郎

高知県議会議長 岡村三省殿

太平洋における原爆水爆実験区域拡大

反対についての意見書(案)

ビキニ環礁における三月一日の水爆実験に伴う第五福龍丸の放射能被害は人道上去ることに悲劇である。しかも、これが実験のため立入禁止区域の拡大される場合は、本県遠洋漁業の消長に関する問題であるのみならず、関係漁民の生活の不安を招来するものである。よつて今後太平洋における、原水爆実験に際し、禁止区域の拡大せざるよう政府において格段の措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九条第二項により意見書を

提出する。

昭和二十九年四月一日

高知県議会議長 岡村三省

内閣総理大臣殿  
外務大臣殿  
厚生大臣殿  
農林大臣殿  
衆議院議長殿  
参議院議長殿

○議長(岡村三省君) ただいま報告いたしました意見書案を本日の日程に追加上程いたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岡村三省君) 御異議がないものと認めます。よつて日程は追加されました。

ただちに右意見書案を議題といたします。おはかりいたします。本案に対しましては、朗読、提案者の趣旨弁明、委員会の審査、質疑、討論等の議事手続を省略いたしましたので、ただちに採決いたしましたと思ひます。御異議はありませぬか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岡村三省君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより採決いたします。本意見書案を原案通り決することに御賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岡村三省君) 全員起立であります。よつて本意見書案は原案通り可決いたしました。

昭和二十九年四月三十日  
 高知県議会議長  
 岡村三省

△太平洋ビキニ水域における原爆、水爆の実験に対する反対及び被爆漁民に対する補償に関する意見書案

○議長（岡村三省君） 御報告いたします。議員高野源吉君外五名より太平洋ビキニ水域における原爆、水爆の実験に対する反対及び被爆漁民に対する補償に関する意見書案が提出されており、本案はお手元にそれ／＼配付してあります。本案を本日の日程に追加上程いたしたいと思ひます。御異議はありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）  
 ○議長（岡村三省君） 御異議はないものと認めます。よつて日程は追加せられました。

ただちに議題といたします。おはかりいたします。本案の朗読、提出者の趣旨の説明、委員会の審査、質疑、討論等の議事手続を省略し、ただちに採決いたしたいと存じます。御異議はありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）  
 ○議長（岡村三省君） 御異議はないものと認めます。よつてこれより採決いたします。本案は原案通り決することに御賛成の方の起立を求めます。

昭和二十九年四月三十日

（全員起立）  
 ○議長（岡村三省君） 総起立であります。よつて本案は原案通り可決いたしました。

（参照）  
 意見書案の提出について

昭和二十九年四月高知県議会臨時会に太平洋ビキニ水域における原爆、水爆の実験に対する反対及び被爆漁民に対する補償に関する意見書案を別紙の通り提出する。

昭和二十九年四月三十日  
 提出者 高知県議會議員  
 高野源吉 安岡順吉 横山徳郎 利岡頼道 畠中源太郎 西川美水

高知県議會議長 岡村三省殿  
 太平洋ビキニ水域における原爆、水爆の実験に対する反対及び被爆漁民に対する補償に関する意見書（案）

去る三月初旬発生した原爆事件は世界史上における日本民族の再度の原爆直接被害事件として全国民に多大の衝撃を与え、且つ依然として原爆実験は続けられ被爆船を繰出せしめていることは、関係漁民の前途に暗影を投ずるものである。而も今回の原爆実験は朝鮮水域の操業を奪はれ、東支那海の不法拿捕の暴挙にさらされつゝある現在

唯一の漁場とする太平洋漁場の魚族資源の壊滅を来し漁場価値を根底から奪う結果を招来せしめることが必至とされ、今や遠洋漁業は全く行くべき方途を見失い国際的孤児の悲哀の現実に直面しているのである。

茲に吾々は水産立国としての本業の発展のために左の事項を強く要望する。  
 一、政府は速かにビキニ環礁水域の公海上における原爆水爆の実験を中止せしめるために米政府に対して強力に有効なる措置を要望すること。  
 一、被爆漁民に対して速かに完全なる補償の途を講ずること。

一、該実験による間接的被害に対しても適切な措置を講ずること。  
 右地方自治法第九十九条第二項により意見書を提出する。

昭和二十九年四月三十日  
 高知県議會議長 岡村三省

衆参両院議長殿  
 内閣総理大臣殿  
 外務大臣殿  
 農林大臣殿  
 厚生大臣殿

新49回 自治会  
会大連

昭和29年7月30日

P228-2229

田村県議の質問

(新49回自治会)

次に、農林部長に一点。原爆水爆が世界の耳目を衝動する今日、雨の中にも放射能論議がやかましい折からであります。最近の降雨でさぞかし放射能も多かつたことと存じますが、私は放射能によつて大争な命をとりとめた同僚先輩議員もおられますことを考えます今日、放射能と農作物について、どのような関連があるか承りたいのであります。

○農林部長(宮崎高吉君)

田村議員の放射能と農作物に関する御質問にお答え申し上げます。

この問題は国家的規模の広汎かつ深刻な懸念のある問題であります。国におきましてやつと研究に着手したばかりでありまして、いまだ信憑すべき権威のある調査結果は出ておりませんので、県といたしましては、目下のところ国の研究の進むのを待つほかない事態にあります。その間に引き続きまして、県の農事試験場並びに県下二十七の農業相談所は、植物、ことに農作物の病害虫のみならず、植物としての生理現象について、不断の緻密な観察を続けておりますので、不可解な異変を認めました場合にはただちに本庁と連絡をとることになつております。さような場合には本庁から国家機関に連絡をとりまして、最善の善処をはかりたい、かように思つておりますので、さしあたりのところこの現況を御了承願います。

昭和29年7月30日 P238

田村県議の質問への回答

○水産課長(寺尾行一君)

田村さんの御質問にお答えいたします。

厚生部長さんに御質問されました原爆の補償対策の問題であります。実験以後本県の直接被害の廃棄処分をしたものであります。これは現在三十三隻、それから買数におきまして約一万一千貫、それから直接間接による推定被害総額であります。これが大体四億八千万円に上つております。このうち水揚げ指定港に対しまする政府の補償対策であります。これは暫定処置といたしまして、二百五十万円を本県に交付することに決定されたわけでありまして、従いまして、操業者に連絡いたしました。現在手続中でありまして、その他指定港以外に水揚げされましたものにつきましても、そういった事態が発生しましたとき、すぐに水産庁とも連絡いたしました。指定港と同様の取り扱いを要望いたしました。現在そういった手続を全部進め中であります。なお魚価暴落による直接間接損害によりまして、次期出漁にさしつかえる

段階にあるわけでありまして、この点を非常に憂慮いたしました。政府の資金による特別つなぎ融資を要請して参つたわけでありまして、過日の新聞を拝見しますと、神奈川と静岡、それから宮城、高知県に対しまして、つなぎ融資として一億五千万円を出すことに決定したようであります。これにつきまして、詳細現在連絡中でありまして、なお、損害額から考えまして、これだけでは少額でありまして、どうしていきまかないけませんので、政府に対しましてなお増額方を要請中でありまして、県の対策といたしましては、昨年発足いたしました高知県漁業基金協会ですか、これの補償運営を重点的にこの方面に置きまして、関係機関と協議しながら、現在方策を樹立してあります。県といたしましては、当初予算におきまして、昨年に引続きまして一千万円出資することに決定していただいておりますが、近くこれも出資していただいて、その方面の融資を円滑に行きたい、こういうふうに考えております。

それから新居の大敷の問題であります。これは現地測量から免許に至る段階におきまして、錯誤が生じたということは、現地測量技師は確認しております。

以上でお答えを終わります。

昭和29年9月21日

P99

井上博成の質問

(水爆実験)

最後に経済部長に。漁業金融促進費として二千六百六十九万円が水爆実験に伴う漁業損害に対する融資に関する経費として計上されておるわけでありますが、この水爆実験に伴うところの漁業損害というものは、これは莫大な数字に上つておるものとわれ／＼は承知をしておるわけでありませんが、この漁業損害に対する融資金が実際の損害額とどの程度の違いがあるか、この原爆被害に伴うところの漁業損害が高知県においてはどれだけあつたか、これに対する対策というものがここにあつたか、これに対する経費として計上されておるこの融資に関する経費として計上されておるわけであろうと思ふのでありますけれども、二千百万やそこらの金額ではないと考へるわけでありまして、この点につきまして、御説明を賜わりたいと思ふのであります。以上質問を終ります。(拍手)

昭和29年9月21日

質問に対する回答

(経済部長安岡三四郎君登壇)

○経済部長(安岡三四郎君) 水爆実験に伴います

漁業被害中本県関係分は、推定四億九千万円とされております。被害額は米国との補償折衝上の基礎となるものであり、施策の規模を決定するものでございますが、今回の融資対策につきましては、主として次期出漁資金でございます。さきに静

岡、神奈川に対しまして資金運用部資金一億三千万円、これが運用に向けられました。これに引続き第二次といたしまして、その他関係府県として一億五千万円のわくが設定されました。この配分の基準は前二県の場合と同様に七十トン以下の漁船の被害をその計算の対象から除いてあります。従いまして、本県のごとく七十トン以下の漁船の多い所は非常に不利な立場にあります。これに對しまして、本県として特殊事情を訴え、いろいろ増額を交渉中でありまして、おおむね今回予算計上の二千百万円を目途として行つておりますが、大体これに近い数字が確保できるのではないかと考へております。

昭和29年9月22日 P115  
仮谷 豊武 質問 (和50回 126回)

次は経済部長。小鷹丸のその後の処置並びにこれにかわる対策の進捗状況、第二点、水爆補償起債二千百万円には七十トン以下の漁船は対象にならないとの御説明であつたが、本県における七十トン以下の被害状況並びにそれは何らの救済対策もないのかどうか。

昭和29年9月22日 P116  
仮谷 豊武 質問への回答

(経済部長安岡三四郎君登壇)

○経済部長(安岡三四郎君) 小鷹丸のその後の運用の状況並びに今後の取扱いの方針につきましてお尋ねがございましたが、監視船黒潮の竣功とともに、従来使用いたしておりました小鷹丸もあわせて運航することは、漁業界の要望でございます。私もその点十分考慮いたしまして、いろいろ検討を加えておるわけであります。これには相当の財政支出を伴いますし、本年実習船を建造するために多額の県費負担を要しているような状況にありまして、なかなか困難な問題でございます。しかしながら、たゞいま小鷹丸は繋留はしてございますが、黒潮が修理のためにドックに入らなければならぬといつたようなときには、その間小鷹丸を運転いたしましたして、監視の断絶がないように補助的に使つておる状況であります。この点につきましては、御要望の向きも相当でございますので、さらに代船建造その他の方法によりまして、十分な措置ができるように努めてみたいと考えております。

第二点の今回予算に計上いたしました融資の件でございますが、水爆実験に伴います漁船損害のうち、七十トン未満の被害が計算の基礎からは除去せられました。昨日も申しましたように、第一次的には一千三百万円程度に内定したのでございます。しかしながら、これにつきましては、目下増額努力中でございます。予算計上額に近い数字が確保できると存じておりますので、融資の面にあたりましては、七十トン以下の漁船でありまして、被害を受け出漁資金等に困難な向きには、融資をいたすことにいたしております。これらは融資額の決定がありましたなれば、詳細にその運用計画を立て関係方面とも相談の上、万全を期したいと考えております。

提呈書 (水爆実験禁止)

△原水爆実験禁止に関する意見書案

○議長 (山中伝君) 御報告いたします。議員田村良平君ほか五名、この五名は他の各常任委員長であります。この諸君により原水爆実験禁止に関する意見書案が提出いたしました。送付書を朗読いたします。

(書記朗読)

意見書案の提出について

昭和三十一年二月高知県議会定例会に原水爆実験禁止に関する意見書案を別紙の通り提出する。

昭和三十一年三月五日

提出者	高知県議会議員	田村 良平
〃	〃	中平 定範
〃	〃	志磨村 治
〃	〃	三浦 太八
〃	〃	河淵 束稻
〃	〃	畠中原太郎

高知県議会議長 山中伝殿

○議長 (山中伝君) ただいま朗読いたしました意見書案を、本日の日程に追加いたしました。議題とするに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (山中伝君) 御異議がないものと認めます。よつて日程を追加いたしました。直ちにたまたまの意見書案を議題といたします。意見書案を朗読いたします。

(書記朗読)

議発第一号 原水爆実験禁止に関する意見書案

太平洋海域における原水爆の実験により、悲惨なる犠牲を余儀なくせられたのは、国民の永久に忘れ得ないところである。然るに、本年も又近く大規模の爆発実験を行わんとしており、県民は重大なる不安と恐怖にさらされている。

政府はこれが禁止方につき万全の措置を講じつゝありと信ずるも、万一伝えられるが如き大規模の実験が行われる場合は、その人道上に及ぼす影響は勿論、遠洋漁業並びに関係諸産業が致命的打撃を蒙るは必至である。

よつて政府は、直ちにこれが全面的禁止に関し強力なる措置を講じ、以て諸般の災厄を未然に防止するよう、格別の御配慮あらんことを望む。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和三十一年三月五日

高知県議会議長 山中 伝

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
外務大臣  
農林大臣  
厚生大臣

○議長 (山中伝君) お諮りいたします。意見書案に對する提案者の趣旨弁明、委員会の審査、質疑及び討論等の議事手続を省きまして、直ちに採決

いたしたいと考えますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (山中伝君) 御異議ないものと認めます。採決いたします。右の意見書案を原案通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 (山中伝君) 全員起立であります。よつて意見書案は原案通り可決いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめまして、明日続行いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (山中伝君) 御異議ないものと認めます。明日の議事日程は本日の続行であります。午前十時開会、これをもつて散会いたします。

午後五時十二分散会



昭和61年12月16日  
萩野栄城八郎

日本原水爆被害者団体協議会、被団協がこの春から被爆者の聞き取り調査を行い、一万三千百六十九名分のまとめを先日発表いたしました。それによると、長期入院者が三七・六％、通院を繰り返している人が五一・一％、一度も入院したことはない人はわずかに九・一％だけで、元氣だという方は四・三％にすぎないのであります。入院、通院を繰り返したり、仕事を休んでいる人は七六・三％に達しているのであります。

この被爆者の皆さんを、世界唯一の被爆国の国民として、県民としてどう見、どう遇するかであります。被爆者は痛ましい戦争の犠牲者という以上に、残酷な核兵器、人類の上に使ってはならない兵器による戦争の犠牲者、核戦争の生き証人であり、核廃絶、二度と被爆者をつくらぬという立場から、被爆の実相を一層広く人々に伝えるとともに、老齢化が進む被爆者に速やかに国家補償の原則に立った法制定を含む援護措置が極めて緊急重要であります。当県議会は既にこの法制定の意見書決議を行ったところであり、県行政も被爆者友の会などのたびたびの強い要求や交渉、話し合いのもと、手帳の交付、更新、健康管理手当申請などの対応努力も一定感じられます。努力しておられます。なお一層血の通った実効ある積極策が望まれているところであります。

そこで被爆者についての当面の重要緊急な問題について幾つか保健環境部長に質問をいたします。

県内被爆者は当然に県下市町村に散らばって存在するわけであり、回って見て、市町村は自分の町に何人の被爆者がいるのかも知らないというのが実態であります。さきに述べた四十一年間も入院し、放しの方も当該町村は自分の町の方だということを知らないんです。役場には担当者はおるか担当課も指定されていないというのがこれまた実態であります。これには、お世話をしておる原爆友の会の方々も困っておりますし、これでは被爆者への温かい手も差し伸べることにならないのであります。県が被爆者の名簿を握って絶対公開しないことにもよりますけれども、せめて市町村への担当課の決定、あるいは被爆者の人数、あるいは重症者の氏名の周知、これぐらいのことは私はやらなければならぬ義務があると、こう思うのでありますけれども、どうお考えか。

また、被爆者友の会や原水協などがせつかく県外の権威ある原爆病の医師をお招きして被爆者検診等を行うなど、そういうときにはスモンの会の前例のように、名簿を持つ県が、せめて連絡等の援助協力すべきが当然のことと考えるのでありますけれども、県の対応について担当部長に強くこの件要求をしながら、対応姿勢をお尋ねするものであります。

次に、国の制度で年二回の検診が行われておりますが、この検診にはがん検診が含まれていない

のであります。現在被爆者の死亡原因は多種類のがんが実にその五〇％以上を占めており、最も肝心ながん検診が欠けていることは重大であり、検診の意味をなさないとして、このがん検診を加えることが切望されておりますが、国に対し、がん検診を取り入れるよう強く要望し、働きかける、これはもう当然のことであると思えますけれども、そのような努力がなされておるのか、お伺いをいたします。

また、当面県独自でも実施すべきであると思うのでありますけれども、検討し、実行する考えがあるかどうか、伺っておきます。

このような状況のもとで、県被爆者友の会、構成員が百六十五名、会長さんは島村辰彦さんでありますけれども、これが県下唯一の組織、統一された組織、日本被団協に加盟しておる組織であります。悪条件の中で献身的な被爆者援護の運動、努力を続けておられるわけであり、手帳の問題、健康手当の問題、制度の周知や被爆者の生活相談、連絡など本来行政がやるべきことを含めて、県下の訴えのあるところへ駆けつけて実効を上げており、法制定の全国被爆者行脚の際には知事の協力もいただいで、大変な努力をこの団体もいたしましたところであります。

このような被爆者団体に対して全国的に補助金、助成金、委託金などさまざまな形で四十都道府県が援助をいたしております。出していない七県の中に本県が入っております、いささか冷めた過

きるではないかとの声も強いのでありますけれども、前述の本県被爆者の実態からして、また、本県議会の核兵器禁止、あるいは被爆者援護法制定あるいは非核県宣言の意見書決議等の具体的実践の一つとして、おくれればせながらせめて他県並みに援護運動推進の一助として助成すべきだと思っておりますけれども、お考えを伺いたいのであります。

次に、ビキニ水爆被災漁民の問題であります。

昨年四月から、本県高校教師と高校生による追跡調査は、全国紙一面トップ記事に「ビキニ死の灰犠牲者久保山さん以外に二人」などというんなマスコミでも高知新聞でも連載で大きく報じられて、ビキニの悲劇は終わっていない、こういうことで全国的注目を集めたのであります。その後、高知県ビキニ水爆実験被災調査団が組織され、調査が本格化し、先日は現地ミクロネシアへ十日間の調査に赴き、また土佐清水、室戸など健康相談聞き取り調査などを行い、来年早々には本県で全国シンポジウムが計画されておるのであります。核の海南太平洋では、当時八十回に上る核実験が行われており、一九五四年三月から十二月までの間のわずか実験六回のみで、この政府の調査によりまして被爆漁船八百五十六隻のうち高知県籍の船が二百七十隻、実に三二%に及ぶ、推計本県被災漁民約二千八百人というのであります。

今回のこの調査団の調査によりまして、約百八十名について知ることができたのであります。

その中で三十五名が亡くなっており、その半数近くがんであります。漁をいたしまして帰る何十日という間、船を一生懸命洗う、磨くのでありますけれども、それでも帰港してみてもおマストに死の灰が残っていたという新生丸は十八名中八名が既に死亡、帰ってきて船体からなお四千百九十二カウントもの放射能が検出された第二幸成丸は二十三名中わかつただけで八名が死亡、これらは死亡した久保山愛吉さんが乗り組んでおりました第五福竜丸が二十三名中死亡が四人である、こういうことを考えますと、その二倍の死亡率を示し、当時の本県の漁船の被災がいかに深刻であったかを物語るものであります。

これはなぜか、数十回もの核実験のもとで操業する、死の灰はかぶりっ放し、放射能のスコールで体を洗う、汚染された魚を毎日食べる、このようなかで体の内外から被曝をする、しかしながら、被曝の事実や危険については何ら知らされない、必要な検診も健康管理もなされない。結局アメリカのわずかな補償金と政府の調査打ち切り、口どめなどビキニ被爆タブーが続いたのであります。放置された約二千八百名の被災漁民の不安と苦悩現に次々にひそかに亡くなっていく現状をさらに放置し続けることは私は許されないと思うのであります。県として、過去のことだ、とても難しいとして、そして原水協や被爆者調査団に任せる被爆者友の会に任せて済ますのではなくて、水産局とも保健環境部はよく協議をして、関係漁協、

市町村とも連絡をとり、実態把握と検診、医療面でも可能な限りの救済策に努力すべきだと考え、執行部の見解を求めるものであります。



昭和61年12月16日

萩野議員質問に対する解答

(12)  
○保健環境部長(松尾徹人君) 萩野議員さんの被爆者救済問題につきましてのお尋ねにお答え申し上げます。

一(答)一

次に、ビキニ被爆につきましての実態把握をし、検診等救済策に努力すべきではないかというお尋ねでございます。

すべての県民が、ひとしく健康な生活を確保するという観点では、県といたしましても、本県に多いと言われますビキニ水爆の被爆者につきまして、その健康状況を把握し、適切な健康管理を指導するということが重要であると考えるわけでございますが、一方、広島、長崎の被爆者と同様に、被爆者のプライバシーの確保には十分配慮し、慎重に取り扱わなければならない、そういう問題であるというふうに考えます。

したがって、私どもといたしましては、ビキニ被爆者に対し、各保健所を窓口にいたしまして、本人からの申し出を促し、保健所で広島、長崎の原爆被爆者と同様の一般検査等の検診を行うことは可能と考えられますので、今後、その周知の方法や検診の実施方法等につきまして検討を進めてまいりたいと考えるところでございます。以上でございます。